

AIGエジソンの 定期保険

無配当定期保険

必要なとき、必要なだけの大型保障が割安な保険料負担で確保できます。

1

無配当・掛け捨てなので、
保険料が割安です。

無配当・掛け捨てタイプの保険ですので、割安な保険料で安心の大型保障が確保できます。

2

必要に応じて、
保険期間が任意に選べます。

主契約（定期保険）の保険期間は、1年、3年、5年～40年（5年単位）および55歳～95歳までの各歳満了。あなたの必要に応じて、保険期間を任意に選ぶことができます。

*契約年齢により制限があります。

3

健康状態にかかわらず、
90歳まで自動更新できます。

ご希望により、健康状態にかかわらず90歳まで自動更新することができます。

*特約の更新については、それぞれの特約により異なります。

AIGエジソン生命なら
「定期保険」をベースにあなたに
ぴったりの保険が設計できます。

契約例

- 契約年齢 40歳 男性
- 保険期間 10年
- 保険料払込方法 口座月払
- 主契約（無配当定期保険）5,000万円



さらに **あなた次第** で、保険料が割安になります。

リスク細分割引特約「あなた次第」を付加すれば、主契約（定期保険）等の保険料がさらに割安になります。

*詳しくはリスク細分割引特約「あなた次第」パンフレットをご覧ください。

■ ニーズにあわせて選べる、さまざまな「特約」をご用意。
必要な「特約」を付加すれば、保障内容が充実できます。

付加できる
特約

無配当特定疾病保障定期保険特約

無配当災害割増特約

無配当傷害特約

無配当特定損傷特約

無配当年金特約

リスク細分割引特約

リビング・ニーズ特約

*契約年齢・保険期間等によって付加できる特約や取扱範囲は異なります。
*各特約の詳細につきましては、パンフレット裏面および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約年齢について

取扱範囲(被保険者):6歳~80歳(保険期間等により制限があります。)

契約年齢は契約日(計算基準日)における満年齢で計算し、1年未満の端数については6ヵ月以下の場合は切り捨て、6ヵ月を超える場合には満年齢に1歳加算した年齢となります。(例)39歳7ヵ月の被保険者の契約年齢は40歳です。

保険期間について

1・3・5・10・15・20・25・30・35・40年満了
55歳~95歳の各歳満了
(契約年齢により制限があります。)

保険料払込方法について

年払・半年払・月払

責任開始日について

申込みされた契約の保障が開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。責任開始日は第一回保険料の領収日または告知日のいずれか遅い日となります。

高額割引制度について

契約内容が当社所定の要件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割安になります。なお、保険金額を減額された場合等、契約内容の変更により所定の要件を満たさなくなった場合、それ以降は高額割引制度は適用されなくなります。

リビング・ニーズ特約について

■保険金の支払事由

被保険者が余命6ヵ月以内であると判断されるとき

■支払金額

被保険者が請求された金額(死亡保険金額の範囲内かつ最高通算3,000万円以内)から請求された金額に対する6ヵ月分の利息と保険料の現価を差引いた金額をお支払いします。

その他特約について

- 各保険金・給付金のお支払いは、特約締結(復活)後に発生した災害や発病した疾病による場合に限りま。
- 災害での死亡保険金・高度障害給付金・障害給付金・災害入院給付金のお支払いは、不慮の事故の日から180日以内に、それぞれの支払事由が発生した場合に限りま。

■無配当傷害特約

- 同一の不慮の事故による障害給付金が支払われている場合には、災害保険金をお支払いするときに差引いてお支払いします。
- 障害給付金のお支払いは、通算して災害保険金の10割を限度とします。

契約の自動更新について

- 契約者から保険期間満了の日の2週間前までに更新しない旨の申出がなく、当社所定の条件を満たす場合、被保険者の健康状態にかかわらず保険期間満了の日の翌日に契約を自動更新します。
 - 更新した契約の満了日の翌日における被保険者の契約年齢が90歳を超えるときは自動更新のお取扱いはいたしません。
 - 更新した契約の保険料は、更新日の被保険者の契約年齢および保険料率で計算いたします。
 - 無配当特定疾病保障定期保険特約は、更新した契約の満了日の翌日における被保険者の契約年齢が80歳を超えるときは、自動更新のお取扱いはいたしません。
 - 無配当特定損傷特約は、更新した契約の満了日の翌日における被保険者の契約年齢が60歳を超えるときは、自動更新のお取扱いはいたしません。
 - 各給付金のお支払い限度は更新前、更新後を通算して適用します。
- 注)特約については、主契約と取扱条件が異なりますのでご注意ください。

その他

- この保険には満期保険金および配当金はありません。
- この保険は、保険料の自動貸付制度のお取扱いはありませんので、契約の継続には特にご注意ください。
- この保険は、責任開始日から3年以内に被保険者が自殺された場合は死亡保険金をお支払いしません。

保険種類をお選びいただく際には、「**AIGエジソン生命の保険種類のご案内**」をご覧ください。

この保険は「**保険種類のご案内**」に記載されている**定期保険**です。

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています「特に重要な事項のお知らせ(契約概要)」と、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を説明しています「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 「ご契約のしおり・約款」には、商品の詳細、クーリング・オフ(お申込の撤回等)、告知義務、免責、解約に関するご注意、契約内容の変更、当社の生命保険募集人(担当者)の権限など、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識、主な保険用語の説明等を記載しています。必ずご確認のうえ、大切に保管ください。

*当パンフレットに記載の「当社」とは、AIGエジソン生命保険株式会社のことを指します。

お問い合わせ(担当者) *当社の生命保険募集人(担当者)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。